

太田市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

太田市長 穂積昌信

太田市規則第34号

太田市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

太田市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成17年太田市規則第61号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「（その者の経験年数のうち5年を超える経験年数（第4号に掲げる者で必要経験年数が5年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては同号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて市長の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して任命権者が相当と認める年数を除く。）の月数にあつては、18月）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
（施行日前に新たに職員となった者の号給の調整）
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に採用試験又は選考（以下「採用試験等」という。）（施行日に採用することを予定して行われたものであり、かつ、施行日に当該採用試験等の結果に基づいて新たに職員となった部内の他の職員があるものに限

る。)の結果に基づいて新たに職員となった者の施行日における号給については、その者が施行日に新たに職員となったものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(雑則)

- 3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。